

○一般財団法人大阪市職員互助会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人大阪市職員互助会（以下「互助会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 互助会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 互助会は、会員の福祉の増進と福利厚生の実を図り、大阪市行政の円滑な推進に資するとともに、広く公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 互助会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員を対象とした福利厚生に関する事業

- ア 給付事業である共済事業
- イ 慰安厚生事業
- ウ 厚生資金貸付事業
- エ 物資あっせん事業
- オ 特約店あっせん事業
- カ 会館経営事業
- キ 保険取扱事業
- ク その他の福利厚生事業

(2) 福利厚生に関する事務事業の受託

(3) 大阪市民の福祉及び便益に資する事業

- ア 文化及び芸術の振興事業
- イ 災害による被害者の支援事業
- ウ 児童又は青少年の健全な育成事業
- エ 地域社会の健全な発展に寄与する事業

(4) 生命保険の募集及び損害保険代理店業

(5) 前各号に掲げるもののほか、互助会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 互助会の基本財産は、互助会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、互助会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理)

第6条 互助会の財産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議により定める。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第7条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 互助会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 互助会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に5年間備え置く

とともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第10条 互助会に、評議員14名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任 期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対する報酬は、原則として無報酬とする。ただし、会員以外の学識経験を有する評議員に対する報酬については、各年度の総額が780,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評 議 員 会

(構 成)

第14条 互助会に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分及び除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日々の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面でその通知を発しなければならない。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員会の決議に評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分及び除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事並びに会計監査人を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提

案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第 23 条 互助会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名を副理事長、1 名を執行理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、執行理事をもって同法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 互助会に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 24 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副理事長及び執行理事は、理事の中から理事長が推薦し、理事会の決議によって選定する。

4 各理事について、理事及びその理事の親族等である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

5 監事は、互助会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、互助会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐して、互助会の業務を執行する。
- 4 執行理事は、理事長及び副理事長を補佐して、互助会の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び執行理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、互助会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、互助会の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。(役員及び会計監査人に対する報酬等)

第30条 理事及び監事に対する報酬は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び学識経験を有する監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。
- 3 理事及び監事並びに会計監査人には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理 事 会

(構成)

第31条 互助会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 互助会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに執行理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度に2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面でその通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び執行理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第40条 互助会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 11 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 互助会は、基本財産の滅失による互助会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 43 条 互助会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 互助会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 互助会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 会 員

(会 員)

第 46 条 互助会に、次に掲げる会員を置く。

(1) 大阪市に使用される者で大阪市から給与を受ける者。ただし、常時勤務に服しない者、臨時に使用される者、特別職に属する職にある者並びに教育委員会所管の小学校又は中学校の職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和 31 年大阪市条例第 29 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる行政職給料表、同項第 2 号イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同項第 4 号イに掲げる医療職給料表(2)の適用を受ける者を除く。

(2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項（同法第 283 条第 1 項及び第 292 条において準用する場合を含む。）の規定により派遣された職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。）第 3 条第 2 項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）第 3 条に規定する派遣職員

(3) 派遣法第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者

- (4) 公立大学法人大阪の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく公立学校共済組合の組合員である者（公立大学法人大阪の成立の際現に公立大学法人大阪市立大学の役員又は職員であった者であって公立大学法人大阪の成立の日から引き続き公立大学法人大阪の役員又は職員であるものに限る。）
 - (5) 地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員である者
 - (6) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の職員で、地方公務員等共済組合法第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員である者
 - (7) 互助会の役員及び常時勤務に服する職員で互助会から給与を受ける者。ただし、期間の定めのある労働契約を締結している場合、その契約期間が 6 月に満たない者を除く。
 - (8) 評議員会の決議により、会員と認められる者
- 2 会員は、互助会の目的及び事業の推進に積極的に協力するものとする。
 - 3 会員は、互助会に掛金を納入しなければならない。
 - 4 会員に関する掛金、その他必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、互助会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記

の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 46 条第 6 号の変更は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 46 条第 1 項第 4 号の変更は公立大学法人大阪の成立の日、同項第 5 号の変更は地方独立行政法人大阪市博物館機構の成立の日から施行する。